

# 奈良県職員採用に係るPR活動支援業務委託仕様書

## 1. 業務名

奈良県職員採用に係るPR活動支援業務

## 2. 目的

近年、社会やテクノロジーが大きく変化する中で、変化に対応した的確な施策、事務事業を実施するには、より多様な人材を確保する必要がある。

そこで、令和5年4月に策定した「奈良県採用戦略」に基づき、公務員志望者はもとより民間企業志望者や転職を検討している求職者を対象に、奈良県（以下「県」という。）で働く魅力等を広く伝えるべく、奈良県職員の業務内容や採用情報等の周知を効果的に行うことで、多様な人材の確保につなげる。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4. 業務内容

上記目的のため、就職・転職情報サイトやイベント等を活用したリクルーティング業務を行う。なお、実施に当たっては、特に次の点に留意すること。

① 県が提示する以下の「求める人材」のほか「奈良県職員採用戦略」を踏まえた提案を行うこと。

- ・新卒等の若手人材（＝全ての職員に求められる意識、能力）
- ・多様なバックグラウンドを有する人材
- ・社会人等の即戦力人材
- ・有為な外部人材等

（奈良県行政運営の基本計画（別記）奈良県職員採用戦略より）

② 従来、公務員や県という職場に関心を持っていなかった学生等の求職者に対して幅広く周知・訴求するPR方法を提案すること。

③ 県の採用試験制度（SPIへの移行等）を踏まえた多様な人材の確保に向けた効果的なPR方法を提案すること。

④ 技術系職員の確保に向けた効果的なPR方法を提案すること。

※採用試験制度及び変更点等については、以下をご参照ください。

- 知事が県庁の新しい仕事・職場・採用制度を説明しました

<https://www.pref.nara.jp/item/301939.htm#itemid301939>

- 令和6年度奈良県職員採用試験実施計画を公表しました

<https://www3.pref.nara.jp/narakensaiyou/item/1779.htm#itemid1779>

### (1) 就職・転職情報サイトへの掲載

- ① 就職サイト

- ・受託者が運営する就職サイトに、県の業務紹介や採用情報等を文字、写真等によりわかりやすく掲載すること（必要な写真撮影等を含む。）。
- ・県が別途実施するインターンシップ、イベント開催、採用試験日程発表などの採用に係る業務の遂行に応じて随時内容の追加・変更を行うこと。
- ・掲載期間については、契約締結日以降速やかに掲載し、令和7年3月31日まで掲載すること。
- ・就職サイトにおいて、県が指定する条件に沿った求職者へのメール連絡が可能であること。
- ・その他、求職者に訴求する就職サイトを利用した独自の取組について提案を行うこと。

## ② 転職サイト

- ・受託者が運営する転職サイトに、県の業務紹介や採用情報等を文字、写真等によりわかりやすく掲載すること（必要な写真撮影等を含む。）。
- ・県が別途実施するイベント開催、採用試験日程発表などの採用に係る業務の遂行に応じて随時内容の追加・変更を行うこと。
- ・掲載期間は、通算12週間以上とし、各試験・選考区分の情報とすること。
- ・転職サイトにおいて、県が指定する条件に沿った求職者へのメール連絡が可能であること。
- ・その他、求職者に訴求する転職サイトを利用した独自の取組について提案を行うこと。

## (2) 就職・転職イベントへの出展支援

### ① 就職イベント

- ・大学生等が参加する新卒向けの就職イベントに6回以上出展すること。
- ・6回以上のイベント出展のうち、少なくとも3回は対面イベントとすること。また、6回以上のイベント出展のうち、少なくとも1回は技術系職員を目指す学生を対象に含むイベントを実施すること。
- ・円滑にイベントを実施するための運営計画及び当日の体制について、事前に資料を委託者に提出すること。
- ・当日は、実施に係る必要な申請や調整、管理等の手続きを行い、準備や受付、参加者対応等の支援及び対応を行うこと。
- ・対面イベントにおいてブースが必要となる場合は、ブースの装飾等を行うこと（イスカバー、テーブルクロス、タペストリー、ロールアップバナー等の製作を含む）。また、イベントを実施するために必要となる機器（PC、タブ

レット、ソフトウェア等)を用意すること。

- ・出展の時期、形式及びエリアは、委託者と相談の上決定すること。
- ・その他、イベント出展に当たり、求職者に対して幅広く周知・訴求する独自の取組について提案を行うこと。

## ② 転職イベント

- ・転職希望者が参加する転職者向けイベントに3回以上出展すること。
- ・3回以上のイベント出展のうち、少なくとも1回は対面イベントとすること
- ・円滑にイベントを実施するための運営計画及び当日の体制について、事前に資料を委託者に提出すること。
- ・当日は、実施に係る必要な申請や調整、管理等の手続を行い、準備や受付、参加者対応等の支援及び対応を行うこと。
- ・対面イベントにおいてブースが必要となる場合は、ブースの装飾等を行うこと（イスカバー、テーブルクロス、タペストリー、ロールアップバナー等の製作を含む）。また、イベントを実施するために必要となる機器（PC、タブレット、ソフトウェア等）を用意すること。
- ・出展の時期、形式及びエリアは、委託者と相談の上決定すること。
- ・その他、イベント出展に当たり、求職者に対して幅広く周知・訴求する独自の取組について提案を行うこと。

## (3) その他、より効果的と考えられる独自の取組

委託金額の範囲内において、前記(1)・(2)の他、県で働く魅力を伝え、多様な人材の確保につなげるための効果的な独自の取組について提案を行うこと。

## 5. 業務完了報告等

受託者は、業務完了時には、電子媒体により以下のものを提出すること。

- ① 業務完了報告書
- ② 本業務の実施により得られた成果品（撮影素材、ブース装飾品等）
- ③ その他、本業務実施に関連する資料

- ・納期：令和7年3月31日
- ・納入場所：奈良県総務部行政・人材マネジメント課  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30

## 6. 著作権の帰属

成果品の著作権等の取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

## 7. その他

### (1) 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。特に、別紙 1 「個人情報取扱特記事項」について留意すること。

### (2) 再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

### (3) 公契約条例に関する遵守事項について

受託者は、奈良県公契約条例の趣旨に則り、別紙 2 「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

### (4) 情報セキュリティに関する遵守事項について

本業務の実施にあたっては、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に、別紙 3 「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

### (5) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

### (6) その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

### 記

#### (認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

#### (情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)。

#### (再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を書面にて明示すること。

#### (情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

#### (電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

#### (郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

#### (コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

#### (情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

#### (契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の



上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。